



令和7年7月10日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課

令和7年度山形県労働学院の開催について

県は、企業及び労働者が労働法に関する基礎的な知識を学び、昨今の社会情勢や労働関係法の改正等に対応できるようにするために、山形県労働学院を開催いたします。

今年度は、6月に改正労働施策総合推進法が成立されたことを受け、カスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント対策について取り上げ、企業に求められる対応等について解説いたします。

つきましては、当日の取材について御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- (1) 日 程：(山形会場) 令和7年7月17日(木)・18日(金)
(庄内会場) 令和7年7月29日(火)・30日(水)
- (2) 場 所：(山形会場) 県立産業技術短期大学校 学生会館4階 大講義室
(山形市松栄2-2-1)
(庄内会場) 県立産業技術短期大学校庄内校 大講義室
(酒田市京田3-57-4)
- (3) 内 容：①社会保険等に関する基礎知識
②労働基準法の概要
③ハラスメント対策の現状と課題
④職場におけるカスタマーハラスメント対策について
- (4) そ の 他：講義スケジュールや講師等については別添チラシを御覧ください。

【問合せ先】

産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室
室長補佐 後藤

電話：023-630-3117

【広報監】

産業労働部次長 遠藤